

## 沖縄県生活環境保全条例の一部改正（アスベスト関係）について

環境保全課 大気環境班

大気汚染防止法及び大気汚染防止法施行令の一部が改正され、石綿を含有する全ての建築材料が規制の対象とされたことを踏まえ、特定粉じん（石綿）に関する規定について、本条例の一部を改正します（令和4年2月議会に提出予定）。

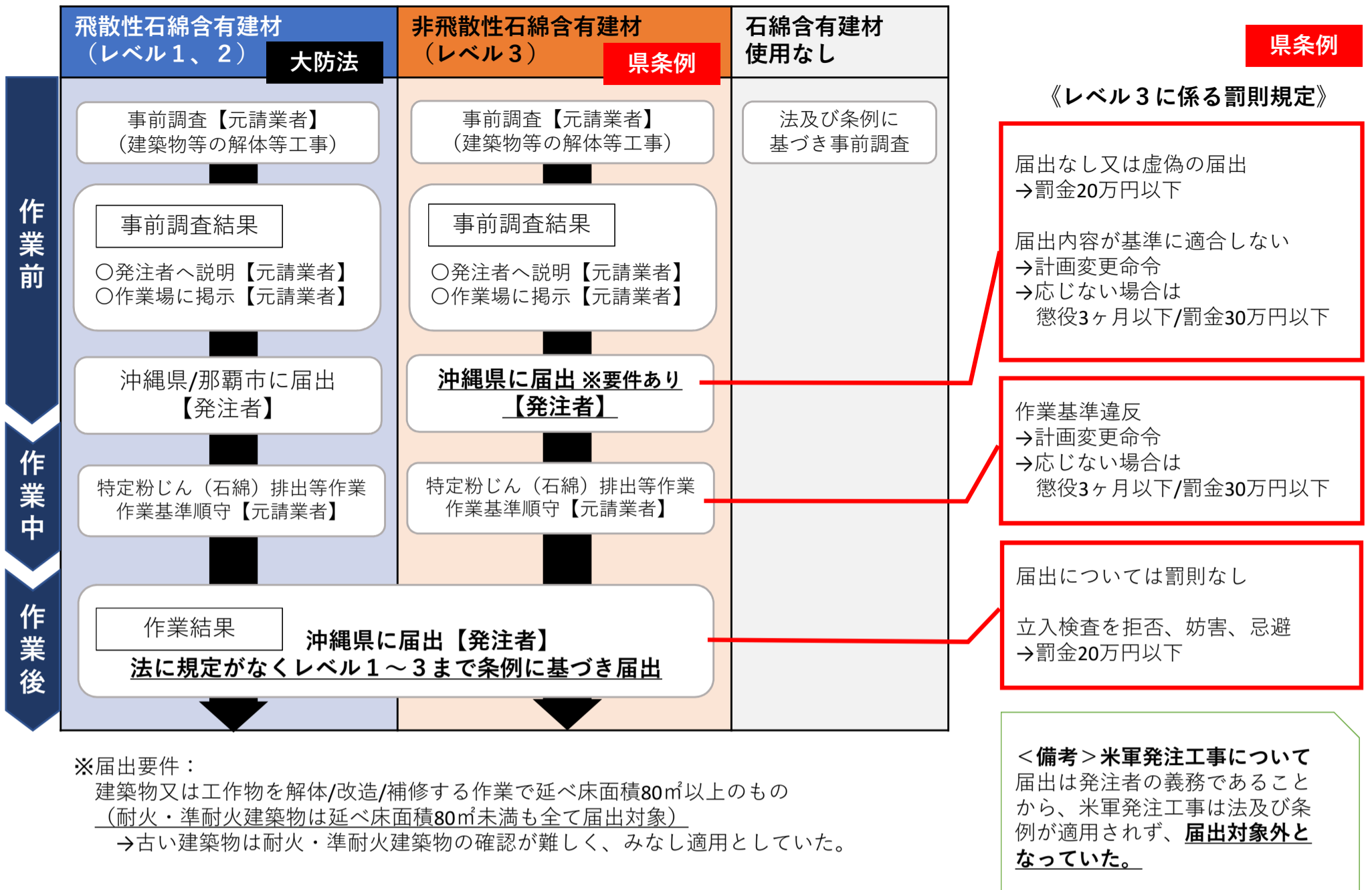
### 【条例改正案の概要】

- 1 大気汚染防止法の一部が改正され、これまで規制対象外となっていた非飛散性石綿含有建材（いわゆるレベル3建材）が規制対象となりました。
- 2 当該建材については、飛散性は高くないものの、不適正な除去作業を行えば石綿が飛散するおそれがあることから、県においては平成27年に沖縄県生活環境保全条例の一部を改正し、規制を行ってきたところですが、今般の法改正により重複が生じることとなりました。
- 3 そのため、本条例から特定粉じん（石綿）に関する規定を削り、その他所要の改正を行います。
- 4 この条例は、令和4年4月1日から施行します。
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めます。

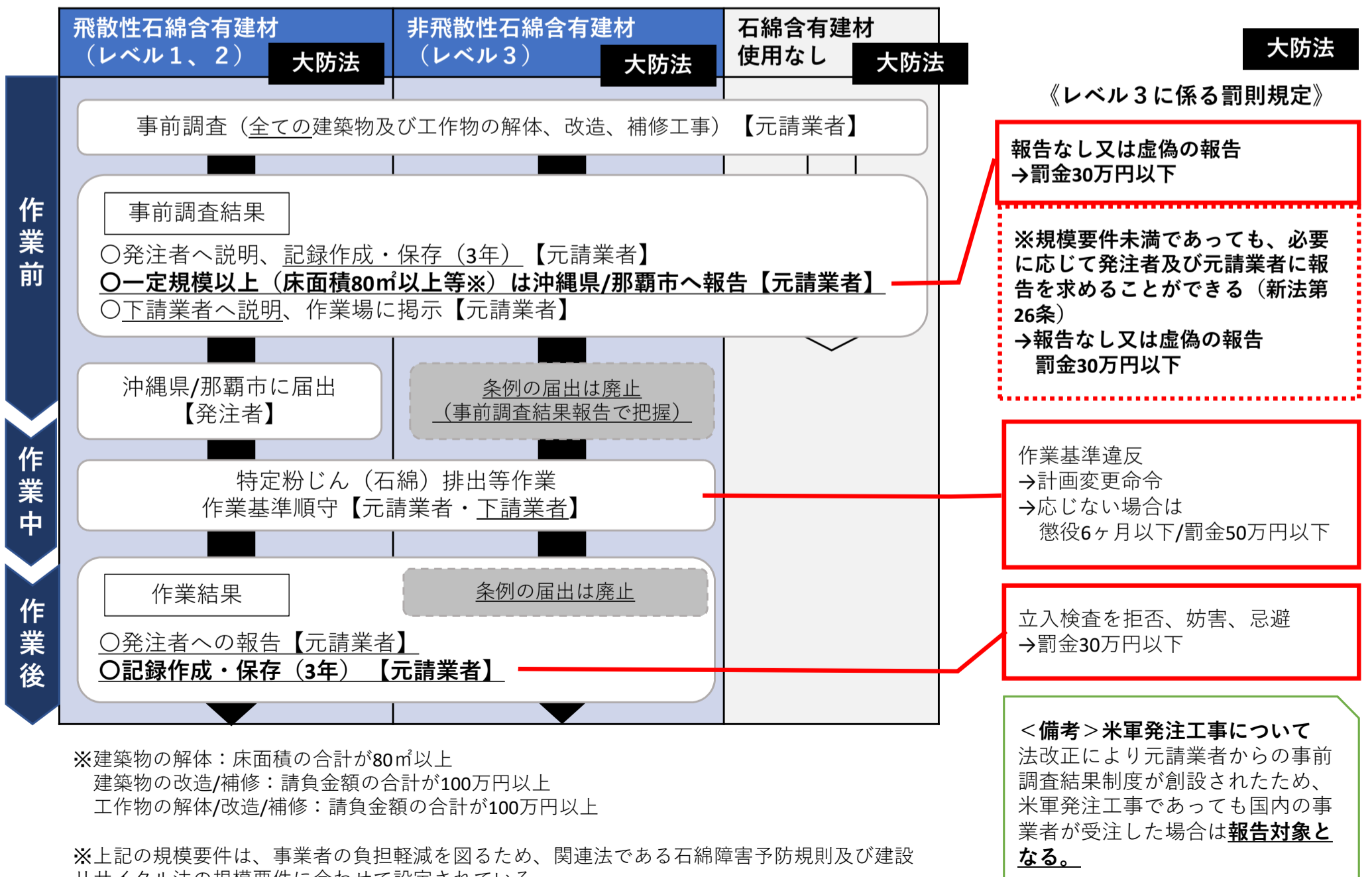
規制対象		これまで		改正後	
		法	条例	法	条例
	吹付け石綿 (レベル1)	○	×	○	×
	石綿含有断熱材、 保温材、耐火皮膜材 (レベル2)	○	×	○	×
	石綿含有成形板等 (レベル3)	×	○	○	×

改正内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業基準</li> <li>・作業基準の遵守義務</li> <li>・作業基準適合命令等</li> <li>・発注者への配慮</li> <li>・報告及び検査（一部）</li> </ul>	削除 （法との重複に伴う改正）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業実施届出</li> <li>・計画変更命令</li> </ul>	削除 （法の「事前調査結果の報告」の新設に伴う改正） ※令和4年4月1日施行
<ul style="list-style-type: none"> <li>・完了届出</li> </ul>	削除 （法の「作業結果の報告」の新設に伴う改正）

# 解体等工事における石綿含有建材除去に係る規制概要【改正前】【案】



# 解体等工事における石綿含有建材除去に係る規制概要【改正後 (R4.4.1～)】【案】



# 大気汚染防止法の改正の概要

## 改正概要

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

### <石綿含有建材の種類>

吹付け石綿(レベル1)



石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



## 現状・課題

### <課題1>

規制対象となっていない石綿含有成形板等(レベル3)の不適切な除去により石綿が飛散

### 【工事の流れ】

#### 事前調査

- ・ 石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・ 調査結果を発注者に説明

### <課題2>

▼ 不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし  
(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)

レベル1・2あり

レベル1・2なし

#### 届出

- ・ 作業内容を都道府県等に届出

#### 解体等工事

#### 石綿含有建材の除去等作業

(特定粉じん排出等作業)

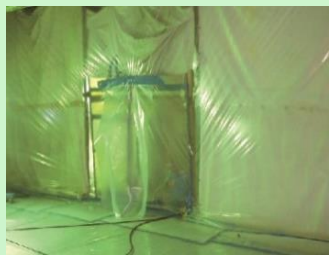
- ・ 作業基準の遵守義務  
→ 作業基準適合命令等  
→ 命令違反への罰則

### <課題3>

▼ 短期間の工事の場合、命令を行う前に工事が終わってしまう

### <課題4>

▼ 不適切な作業による石綿含有建材の取り残し



隔離措置の様子



吹付け石綿の除去作業の様子

## 主な改正事項

### <規制対象>

**全ての石綿含有建材に拡大**  
(現状の規制対象の除去作業(約2万件)の5~20倍増)

- 一定規模以上等の建築物等について **石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告**の義務付け  
※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。制度開始時より運用。
- **調査方法を法定化**  
※ 必要な知識を有する者による書面調査、現地調査等
- **調査に関する記録の作成・保存**の義務付け

※レベル3については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮する必要があることから、届出対象とはせず、作業基準等の規制の対象とする。

- **隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業**を行った場合等の **直接罰の創設**
- **下請負人を作業基準遵守義務**の対象に追加

- **作業結果の発注者への報告**の義務付け
- **作業記録の作成・保存**の義務付け  
※ 必要な知識を有する者による作業終了の確認

- **都道府県等による立入検査の対象を拡大**
- 災害時に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすること等に努める。

※ 改正法の施行期日 (公布日: 令和2年6月5日)

・ 下記以外の規定: 令和3年4月1日

・ 調査結果の報告: 令和4年4月1日



## 【案】

### 様式 2 - 3

## 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例

沖縄県生活環境保全条例（平成20年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条の9」を「第23条」に改める。

第2条第6号中「たい積」を「堆積」に改め、「物質」の次に「（石綿を除く。）」を加え、同条第7号及び第8号を削り、同条第9号中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に、「一般粉じんを」を「粉じんを」に、「一般粉じんが」を「粉じんが」に改め、同号を同条第7号とし、同条第10号を削り、同条中第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、第13号を第10号とする。

第4条第2項及び第19条（見出しを含む。）から第22条までの規定中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改める。

第23条の2から第23条の9までを削る。

第50条第1項中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改める。

第53条第1項中「、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者」、「、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況」及び「若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」を削り、「、解体等工事に係る建築物等その他の」を「その他の」に改める。

第58条を次のように改める。

**第58条** 第8条第1項、第10条第1項、第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第59条第1号中「、第23条の3第1項」を削る。

附則第3項及び附則第7項の表中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にされた改正前の沖縄県生活環境保全条例（次項において「旧条

## 【案】

例」という。)第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項又は第23条第1項において準用する第13条若しくは第14条の規定による一般粉じん発生施設に係る届出(沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例(平成27年沖縄県条例第38号)附則第2項の規定により一般粉じん発生施設に係る届出とみなされた届出を含む。)は、それぞれ、改正後の第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項又は第23条第1項において準用する第13条若しくは第14条の規定による粉じん発生施設に係る届出とみなす。

- 3 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日前に開始した旧条例第23条の3第1項の規定による届出を要した特定粉じん排出等作業については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和4年 月 日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 理 由

大気汚染防止法及び大気汚染防止法施行令の一部が改正され、石綿を含有する全ての建築材料が規制の対象とされたことを踏まえ、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者の届出等の義務を廃止する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 【案】

様式 2 - 4  
新旧対照表

沖縄県生活環境保全条例（平成20年沖縄県条例第43号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 生活環境の保全等に関する規制等</p> <p>第1節 大気の保全に関する規制</p> <p>第1款（略）</p> <p>第2款 粉じんに関する規制（第19条—第23条）</p> <p>第2節・第3節（略）</p> <p>第3章～第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 生活環境の保全等に関する規制等</p> <p>第1節 大気の保全に関する規制</p> <p>第1款（略）</p> <p>第2款 粉じんに関する規制（第19条—<u>第23条の9</u>）</p> <p>第2節・第3節（略）</p> <p>第3章～第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、工場及び事業場における事業活動に伴うばい煙及び粉じんの排出等並びに工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出等を規制し、並びに土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置等を定めるとともに、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷を低減する行動を実施するための指針を定め、環境への負荷を低減するための対策の実施を推進すること等により、生活環境の保全等に関する施策を推進し、これと併せて米軍基地（沖縄県の区域内において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（この条において「日米安保条約」という。）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が日米安保条約第6条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域をいう。以下同じ。）に起因する環境問題への取組を明記し、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに良好で快適な生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

(新旧対照表 1 ページ)

<p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 粉じん 物の破砕、選別その他の機械的処理又は<u>堆積</u>に伴い発生し、又は飛散する物質<u>（石綿を除く。）</u>をいう。 （削る。）</p> <p>（削る。）</p> <p>(7) <u>粉じん発生施設</u> 工場又は事業場に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する<u>粉じんが</u>大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。 （削る。）</p> <p>(8)（略）</p> <p>(9)（略）</p> <p>(10)（略）</p> <p>第3条・第3条の2（略）</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、粉じん、汚水等の排出その他事業活動による公害を防止するため、ばい煙発生施設、<u>粉じん発生施設</u>、汚水等排出施設その他公害を発生するおそれのある施設を厳重に管理するとともに、環境の保全上の支障の原因及びその状況を常時監視しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第5条～第12条（略）</p>	<p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 粉じん 物の破砕、選別その他の機械的処理又は<u>たい積</u>に伴い発生し、又は飛散する物質<u>_____</u>をいう。</p> <p>(7) <u>特定粉じん</u> <u>粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。</u></p> <p>(8) <u>一般粉じん</u> <u>特定粉じん以外の粉じんをいう。</u></p> <p>(9) <u>一般粉じん発生施設</u> 工場又は事業場に設置される施設で<u>一般粉じん</u>を発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する<u>一般粉じんが</u>大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。</p> <p>(10) <u>特定粉じん排出等作業</u> <u>石綿含有成形板その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。</u></p> <p>(11)（略）</p> <p>(12)（略）</p> <p>(13)（略）</p> <p>第3条・第3条の2（略）</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、粉じん、汚水等の排出その他事業活動による公害を防止するため、ばい煙発生施設、<u>一般粉じん発生施設</u>、汚水等排出施設その他公害を発生するおそれのある施設を厳重に管理するとともに、環境の保全上の支障の原因及びその状況を常時監視しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第5条～第12条（略）</p>
--	--

(新旧対照表 2 ページ)

第13条 (略)

第14条 (略)

**第2款 粉じんに関する規制**

(粉じん発生施設 の設置等の届出)

第19条 粉じん発生施設 を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 粉じん発生施設 の種類
- (4) 粉じん発生施設 の構造
- (5) 粉じん発生施設 の使用及び管理の方法

2 前項の規定による届出には、粉じん発生施設 の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

3 (略)

(氏名の変更等の届出)

第13条 第8条第1項又は第9条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第8条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第14条 第8条第1項又は第9条第1項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第8条第1項又は第9条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係るばい煙発生施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第8条第1項又は第9条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

**第2款 粉じんに関する規制**

(一般粉じん発生施設 の設置等の届出)

第19条 一般粉じん発生施設 を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 一般粉じん発生施設 の種類
- (4) 一般粉じん発生施設 の構造
- (5) 一般粉じん発生施設 の使用及び管理の方法

2 前項の規定による届出には、一般粉じん発生施設 の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

3 第1項又は次条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第1項第4号及び第5号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところによ

(新旧対照表 3 ページ)

(経過措置)

第20条 一の施設が粉じん発生施設 となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が粉じん発生施設 となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 (略)

(基準遵守義務)

第21条 粉じん発生施設 を設置している者は、当該粉じん発生施設 について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準（次条において「構造等基準」という。）を遵守しなければならない。

(基準適合命令等)

第22条 知事は、粉じん発生施設 を設置している者が構造等基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん発生施設 について構造等基準に従うべきことを命じ、又は当該粉じん発生施設 の使用の一時停止を命ずることができる。

第23条 (略)

(削る。)

り、その旨を知事に届け出なければならない。

(経過措置)

第20条 一の施設が一般粉じん発生施設 となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が一般粉じん発生施設 となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(基準遵守義務)

第21条 一般粉じん発生施設 を設置している者は、当該一般粉じん発生施設 について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準（次条において「構造等基準」という。）を遵守しなければならない。

(基準適合命令等)

第22条 知事は、一般粉じん発生施設 を設置している者が構造等基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該一般粉じん発生施設 について構造等基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設 の使用の一時停止を命ずることができる。

(準用)

第23条 第13条及び第14条の規定は、第19条第1項又は第20条第1項の規定による届出をした者について準用する。

2 第15条第2項の規定は、前条の規定による命令について準用する。

(作業基準)

第23条の2 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。



(削る。)

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

**第23条の3** 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「特定工事の発注者等」という。）は特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 特定工事の場所
- (4) 特定粉じん排出等作業の種類
- (5) 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- (6) 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- (7) 特定粉じん排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

(削る。)

**第23条の4** 知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(解体等工事に係る調査及び説明等)

(削る。)

**第23条の5** 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建

(新旧対照表 5 ページ)

設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。次項及び第53条第1項において同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第23条の3第1項第4号から第7号までに掲げる事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（第53条第1項において「自主施工者」という。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

4 第1項及び前項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(作業基準の遵守義務)

(削る。)

**第23条の6** 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

(削る。)

**第23条の7** 知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。



## 【案】

(削る。)

(削る。)

(発注者の配慮)

**第23条の8** 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(特定粉じん排出等作業等の完了届出)

**第23条の9** 第23条の3の規定による届出をした者又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定により知事に届出をした者は、当該届出に係る作業が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該届出に係る作業の場所
- (3) 当該届出に係る作業の実施の期間
- (4) その他規則で定める事項

第24条～第49条 (略)

(公害防止担当者の選任)

**第50条** ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設又は汚水等排出施設（この条及び第53条第1項において「ばい煙発生施設等」という。）を設置している者であって規則で定めるもの（以下「工場等設置者」という。）は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設等を設置している工場又は事業場（第52条第2項及び第53条第2項において単に「工場又は事業場」という。）に係る公害防止に関する次に掲げる業務を担当する者（以下「公害防止担当者」という。）を選任しなければならない。ただし、当該工場等設置者が規則で定める要件に該当する小規模の事業者であるときは、この限りでない。

- (1) ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設（ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。以下同じ。）の点検の実施状況の確認に関すること。
- (2) ばい煙発生施設に係るばい煙量若しくはばい煙濃度又は汚水等特定施設に係る

(新旧対照表 7 ページ)

排水の汚染状態の測定及び記録に関すること。

- (3) ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設の操作仕様書等による適正な施設の操作及び適切な作業の履行確保に関すること。
  - (4) ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設又は汚水等を処理するための施設（次号においてこれらを単に「施設」という。）の点検及び補修に関すること。
  - (5) 燃料又は原材料を使用する施設にあっては、使用する燃料又は原材料の検査に関すること。
  - (6) その他公害防止に必要な業務で規則で定めるもの
- 2 工場等設置者は、公害防止担当者を選任したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。公害防止担当者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とする。

第51条・第52条 (略)

(報告及び検査)

**第53条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、ばい煙発生施設等を設置している者 \_\_\_\_\_ に対し、ばい煙発生施設等若しくはばい煙処理施設の状況、ばい煙若しくは汚水等の処理の方法 \_\_\_\_\_ その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設等を設置している者 \_\_\_\_\_ の工場若しくは事業場 \_\_\_\_\_ に立ち入り、ばい煙発生施設等若しくはばい煙処理施設その他の \_\_\_\_\_ 物件を検査させ、若しくは関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2～4 (略)

排水の汚染状態の測定及び記録に関すること。

- (3) ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設の操作仕様書等による適正な施設の操作及び適切な作業の履行確保に関すること。
  - (4) ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設又は汚水等を処理するための施設（次号においてこれらを単に「施設」という。）の点検及び補修に関すること。
  - (5) 燃料又は原材料を使用する施設にあっては、使用する燃料又は原材料の検査に関すること。
  - (6) その他公害防止に必要な業務で規則で定めるもの
- 2 工場等設置者は、公害防止担当者を選任したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。公害防止担当者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とする。

第51条・第52条 (略)

(報告及び検査)

**第53条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、ばい煙発生施設等を設置している者、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者に対し、ばい煙発生施設等若しくはばい煙処理施設の状況、ばい煙若しくは汚水等の処理の方法、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設等を設置している者、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者の工場若しくは事業場若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、ばい煙発生施設等若しくはばい煙処理施設、解体等工事に係る建築物等その他の物件を検査させ、若しくは関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、工場等設置者に対し、公害防止担当者若しくは代理者の職務の実施状況の報告を求め、又はその職員に、工場又は事業場に立ち入り、公害防止担当者若しくは代理者の職務の実施状況に関する書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関

## 【案】

第54条～第57条 (略)

第58条 第8条第1項、第10条第1項、第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第1項、第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項  
又は第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
(2)～(3) (略)

第60条～第62条 (略)

附 則

1・2 (略)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の沖縄県公害防止条例（昭和51年沖縄県条例第2号。以下「旧条例」という。）第26条第1項の許可を受けた者（旧

係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第54条～第57条 (略)

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項、第10条第1項、第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
(2) 第23条の4又は第23条の7の規定による命令に違反した者

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第1項、第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項、第23条の3第1項又は第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
(2)～(3) (略)

第60条～第62条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(この条例の施行に関し必要な手続その他の行為)

2 排出基準、排水基準及び土壌基準の設定並びに環境負荷低減のための行動指針の策定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の沖縄県公害防止条例（昭和51年沖縄県条例第2号。以下「旧条例」という。）第26条第1項の許可を受けた者（旧

(新旧対照表 9 ページ)

条例第27条第2項又は旧条例附則第2項若しくは旧条例附則第4項の規定により旧条例第26条第1項の規定による許可を受けたものとみなされる者を含む。以下この項において同じ。)の当該許可に係る特定工場に設置している施設が、この条例に規定するばい煙発生施設、粉じん発生施設又は汚水等排出施設（次項において「ばい煙発生施設等」という。）に該当する場合は、当該許可を受けた者は、それぞれ、第8条第1項、第19条第1項又は第25条の規定による届出をしたものとみなす。

4～6 (略)

条例第27条第2項又は旧条例附則第2項若しくは旧条例附則第4項の規定により旧条例第26条第1項の規定による許可を受けたものとみなされる者を含む。以下この項において同じ。)の当該許可に係る特定工場に設置している施設が、この条例に規定するばい煙発生施設、一般粉じん発生施設又は汚水等排出施設（次項において「ばい煙発生施設等」という。）に該当する場合は、当該許可を受けた者は、それぞれ、第8条第1項、第19条第1項又は第25条の規定による届出をしたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第29条の規定による届出をした者（旧条例第30条の規定による届出をした者、旧条例附則第2項の規定により旧条例第29条の規定による届出をしたものとみなされた者及び旧条例附則第3項の規定により旧条例第29条に掲げる事項を届け出た者を含む。以下この項において同じ。）の当該届出に係る特定施設が、この条例に規定するばい煙発生施設等に該当する場合は、当該届出をした者は、それぞれ、第8条第1項、第19条第1項又は第25条の規定による届出をしたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第31条の規定による届出をした者であって旧条例第33条第1項の規定による実施の制限を受けている者の当該届出に係る特定施設が、この条例に規定するばい煙発生施設又は汚水等排出施設に該当する場合は、当該届出をした者は、それぞれ、第10条第1項又は第27条の規定による届出をしたものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第33条第1項の規定による実施の制限を受けている者についての第12条第1項又は第29条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「第8条第1項の規定による届出をした者又は第10条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日」とあるのは「附則第4項の規定により第8条第1項の規定による届出をしたものとみなされた者又は附則第5項の規定により第10条第1項の規定による届出をしたものとみなされた者は、この条例による改正前の沖縄県公害防止条例（昭和51年沖縄県条例第2号）第29条又は第31条の規定による届出が受理された日」と、第29条第1項中「第25条の規定による届出をした者又は第27条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日」とあるのは「附則第4項の規定により第25条の規定による届出をしたものとみなされた者又は附則第5項の規定により第27条の規定による届出をしたものとみなされた者は、こ

7 この条例の施行の際現に次の表の届出義務者欄に掲げる者に該当するものは、施行日から30日以内に、同表の届出義務者欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ、同表の届出手続欄で定める手続により、同表の添付書類欄で定める書類を添付して、同表の届出事項欄で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、附則第3項又は附則第4項の規定の適用を受ける者については、この限りでない。

届出義務者	届出手続	添付書類	届出事項
ばい煙発生施設に該当する施設を設置している者（設置の工事をしてしている者を含む。）であってばい煙を大気中に排出するもの	第8条第1項の規則で定める手続	第8条第2項に規定する書類	第8条第1項各号に掲げる事項
粉じん発生施設に該当する施設を設置している者（設置の工事をしてしている者を含む。）	第19条第1項の規則で定める手続	第19条第2項に規定する書類	第19条第1項各号に掲げる事項
汚水等排出施設に該当する施設を設置している者（設置の工事をしてしている者を含む。）であって排出水を排出するもの	第25条の規則で定める手続		第25条各号に掲げる事項

8～14 （略）

の条例による改正前の沖縄県公害防止条例（昭和51年沖縄県条例第2号）第29条又は第31条の規定による届出が受理された日」とする。

7 この条例の施行の際現に次の表の届出義務者欄に掲げる者に該当するものは、施行日から30日以内に、同表の届出義務者欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ、同表の届出手続欄で定める手続により、同表の添付書類欄で定める書類を添付して、同表の届出事項欄で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、附則第3項又は附則第4項の規定の適用を受ける者については、この限りでない。

届出義務者	届出手続	添付書類	届出事項
ばい煙発生施設に該当する施設を設置している者（設置の工事をしてしている者を含む。）であってばい煙を大気中に排出するもの	第8条第1項の規則で定める手続	第8条第2項に規定する書類	第8条第1項各号に掲げる事項
一般粉じん発生施設に該当する施設を設置している者（設置の工事をしてしている者を含む。）	第19条第1項の規則で定める手続	第19条第2項に規定する書類	第19条第1項各号に掲げる事項
汚水等排出施設に該当する施設を設置している者（設置の工事をしてしている者を含む。）であって排出水を排出するもの	第25条の規則で定める手続		第25条各号に掲げる事項

8 前項の規定による届出をした者は、同項の表の届出義務者欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ、第8条第1項、第19条第1項又は第25条の規定による届出をした者とみなす。

9 附則第7項の規定の適用を受けるばい煙発生施設に該当する施設を設置している者（設置の工事をしてしている者を含む。）であってばい煙を大気中に排出するものについての第15条第2項の規定の適用については、同項中「一の施設がばい煙発生施設となった際」とあるのは「この条例の施行の際」と、「当該施設がばい煙発生施設となった日」とあるのは「この条例の施行の日」とする。

10 附則第7項の規定の適用を受ける汚水等排出施設に該当する施設を設置している者（設置の工事をしてしている者を含む。）であって排出水を排出するものについての

（新旧対照表 11 ページ）

第31条第2項の規定の適用については、同項中「一の施設が汚水等排出施設となった際」とあるのは「この条例の施行の際」と、「当該施設が汚水等排出施設となった日」とあるのは「この条例の施行の日」とする。

11 附則第7項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

13 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 （略）